

三朝町屋外広告物事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月3日

三朝町長

三朝町規則第20号

三朝町屋外広告物事務取扱規則の一部を改正する規則

三朝町屋外広告物事務取扱規則（平成25年三朝町規則第22号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請) 第2条 略</p> <p><u>(屋外広告物の表示等の完了の届出)</u> <u>第3条 県条例第3条第4項（県条例第3条の2第4項及び第4条第2項において準用する場合を含む。）の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の完了の届出をしようとする者は、屋外広告物設置完了届出書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(許可の申請) 第2条 略</p>
<p>(許可の更新の申請) 第4条 <u>県条例第3条第5項（県条例第3条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可の更新を受けようとする者は、屋外広告物表示（掲出物件設置）許可更新申請書（様式第3号）を、町長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(許可の更新の申請) 第3条 <u>屋外広告物表示許可の更新を受けようとする者は、屋外広告物表示（掲出物件設置）許可更新申請書（様式第2号）を、町長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(変更の許可の申請) 第5条 県条例第4条第1項の規定による許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする者は、屋外広告物許可内容変更許可申請書（様式第4号）を、町長に提出しなければならない。 2 屋外広告物表示許可（変更許可を受けた場合にあっては、当該変更後の内容による屋外広告物表示許可）を受けた者は、その権利を譲渡しようとするとき、又は次の各号に掲げる事項について変</p>	<p>(変更の許可の申請) 第4条 県条例第4条第1項の規定による許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする者は、屋外広告物許可内容変更許可申請書（様式第3号）を、町長に提出しなければならない。 2 屋外広告物表示許可（変更許可を受けた場合にあっては、当該変更後の内容による屋外広告物表示許可）を受けた者は、その権利を譲渡しようとするとき、又は次の各号に掲げる事項について変</p>

更しようとするときは、あらかじめ、屋外広告物譲渡・変更届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 第2条又は第4条の申請書に記載した管理者又は施行者

(除却の届出)

第7条 県条例第7条の5第1項及び第2項の規定による除却の届出をしようとする者は、屋外広告物等除却届出書（様式第8号）を、町長に提出しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書  
年 月 日

三朝町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

鳥取県屋外広告物条例第3条第1項（第3条の2第3項）の規定により、屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

略

添付書類

1～3 略

4 安全点検結果記録票又は建築基準法に基づく検査済証の写し（既設物の場合に限る。）

様式第2号（第3条関係）

屋外広告物設置完了届出書

年 月 日

三朝町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置が完了した

更しようとするときは、あらかじめ、屋外広告物譲渡・変更届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 第2条又は第3条の申請書に記載した管理者又は施行者

(屋外広告物の表示等作業の完了の届出)

第5条 屋外広告物表示許可又は変更許可を受けた者は、これらの許可に係る屋外広告物の表示又は屋外広告物掲出物件の設置作業が完了したときは、速やかに屋外広告物設置完了届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(除却の届出)

第7条 県条例第7条の4第1項及び第2項の規定による除却の届出をしようとする者は、屋外広告物等除却届出書（様式第8号）を、町長に提出しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書  
年 月 日

三朝町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

鳥取県屋外広告物条例第3条第1項（第3条の2第3項）の規定により、屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

略

添付書類

1～3 略

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置が完了した

ので、鳥取県屋外広告物条例第3条第4項（第3条の2第4項・第4条第2項において準用する同条例第3条第4項）の規定により届け出ます。

記

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
表示又は設置場所	
表示又は設置作業完了年月日	年 月 日
添付資料 表示又は設置状況写真 安全点検結果記録票又は建築基準法に基づく検査済証の写し	
※複数箇所ある場合は、別葉（様式不定）に一覧を添付すること。	

様式第3号（第4条関係）

屋外広告物表示（掲出物件設置）許可更新申請書  
年 月 日

三朝町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

鳥取県屋外広告物条例第3条第5項（第3条の2第4項において準用する同条例第3条第5項）の規定により、屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の許可の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

略

添付書類

1・2 略

3 安全点検結果記録票の写し

様式第4号（第5条関係）

屋外広告物許可内容変更許可申請書

年 月 日

三朝町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

鳥取県屋外広告物条例第4条第1項の規定により、許可内容の変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

様式第2号（第3条関係）

屋外広告物表示（掲出物件設置）許可更新申請書  
年 月 日

三朝町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の許可の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

略

添付書類

1・2 略

様式第3号（第4条関係）

屋外広告物許可内容変更許可申請書

年 月 日

三朝町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

鳥取県屋外広告物条例第4条第1項の規定により、許可内容の変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

略

添付書類

1～4 略

5 安全点検結果記録票又は建築基準法に基づく検査済証の写し

6 略

様式第5号（第5条関係）

屋外広告物譲渡・変更届出書

年 月 日

三朝町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

屋外広告物表示（掲出物件設置）の許可に係る権利を譲渡する

申請者の住所（所在地）又は氏名（名称又は代表者の氏名）を変更する

屋外広告物の（管理者・施行者）を変更するので、次のとおり届け出ます。

略

様式第8号（第7条関係）

略

添付書類

1～4 略

5 略

様式第4号（第4条関係）

屋外広告物譲渡・変更届出書

年 月 日

三朝町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

屋外広告物表示（掲出物件設置）の許可に係る権利を譲渡する

申請者の住所（所在地）又は氏名（名称又は代表者の氏名）を変更する

屋外広告物の（管理者・施行者）を変更するので、次のとおり届け出ます。

略

様式第5号（第5条関係）

屋外広告物設置完了届出書

年 月 日

三朝町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

屋外広告物表示に関する表示又は設置作業が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
表示又は設置場所	
表示又は設置作業完了年月日	年 月 日
添付資料 表示又は設置状況写真	
※複数箇所ある場合は、別葉（様式不定）に一覧を添付すること。	

様式第8号（第7条関係）

屋外広告物等除却届出書 年 月 日 三朝町長 様 申請者 住所 氏名 電話番号	屋外広告物等除却届出書 年 月 日 三朝町長 様 申請者 住所 氏名 電話番号
次のとおり屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）を除却したので、鳥取県屋外広告物条例第7条の5第3項の規定により届け出ます。	次のとおり屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）を除却したので、鳥取県屋外広告物条例第7条の4第3項の規定により届け出ます。
略	略

附 則  
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。